

十九八七	六五四	三二一	○年基づけ個人財務省告示第 二百六十八号)第四条第十四項の規定に 基づき、平成第六十号(平成十四年九月 三十日)に施行した個人財務省告示第 二百六十九号)第十四条の規定に 基づき、平成第六十号(平成十四年九月 三十日)に施行した個人財務省告示第 二百六十九号)第十四条の規定に
初利発発期率行行利価日子格	振額最低額面金 替単位	用振等項及法適の 發行の根拠そ の法律及之の適 號名稱及び記	向人向け利付國庫債券(固定・ 三年)(第八十六回)第 十九年法律第二十三号(平成四十 六年)第 一条第一項に 社債、株式等の振替に 關する法律(平成十 三年)法律第七十五号。
金と平年額平す額の振 額し成〇面成るの記替 を、三・金二。整載法 支次十〇額二十 払の年五百九 う算二パ円年 式月一に八年 たに十セつ月 だより五ンき十 しり算をト百五 支出支 払し払 期た期	數又は規 倍は規定 の記録によ の金額によ に、る振替 による最振替 も、るも額口座 とのと金簿	一百額の定 万五千金額 円六十萬円 六万円四百 六万円四十 二億五千三 面振替機関 で日本銀行 は日本銀行 に、るものと に受けける に受けける のとし、そ のとし、そ の規	以下「振替法」 の適用を受ける ものとし、そ の規

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

(一) 每年二月十五日及び八月十五日を支払期とし、各支払期において、利子を支払う。平成三十二年八月十五日額面金額百円につき百円の中途換金の買取りは、支店日本銀行の本店又は支店につけ、平成三十一年八月十五日より算出した金額とぞれの買取金額は、おいて行う。次式による。

(二) 既に支拂った金額 + 経過利息に相当する金額 - (初期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利息に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

後の繰り
額面金額十経過利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者及び所得扶養信託契約の一部を改受する特定障害者扶養信託契約の一項に規定す
 とぞ金とけ五有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の相続税法第三条の四第一項に規定す
 すれ額が国日すとが号法。該都百二別、死託項に相
 るのはで債前き発（一）市市五十区又亡契に相
 。算、きので者に生に昭のに十二をはし約規定する特
 式次る中あがはしよ和区区あ二年含そたの受
 にのも途つ、當、る二域若つ條法みのと受
 より区の換て平該當救十にしての律、居きに受益者特
 算にしを、三人災の年いは、九六方地住にはを別
 出応、請當十向害行法て總當第十自るそ含障害条によ
 しじそ求該年けにわ律、合該一七治市のむ害条の者
 した、のす個八国かれ第災区市項号法町相。者
 金そ買る人月債かる百害と又の（一）村続扶四改

（昭和二十五年法律第七十三号）

十八

元利金支

(二) 平成三十一年八月十五日前のもの
の額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)